

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年1月7日～2021年1月13日)

令和3年(2021年)1月15日

H E A D L I N E S	
政治 政府行政機構に関する法律の改正案に対する大統領の署名拒否 政党別支持率調査 新型コロナウイルス感染症に関する全国的隔離措置の延長 国内の新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐる動向 米議会占拠事件を受けたドゥダ大統領の発言 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援 ブワシュチャク国防相、駐ポーランド仏大使と会談 ポーランド国防省、大規模サイバーセキュリティ演習の実施を発表 上院による米国との関係強化に関する決議の採択	【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
治安等 与党、違反切符の受領拒否を廃止する法案を提出 アウシュヴィッツ博物館、1月末まで閉館を継続	
経済 政府、新たな産業政策の策定に着手 上院、2021年予算案に100箇所以上の修正を提案 2020年の海外直接投資 使用済みバッテリーを利用したエネルギー貯蔵システムの構築 フランスのポーランド原子力支援 ポーランド電力量関連動向 エネルギー転換関連動向 炭鉱労働者組合、炭鉱閉山にかかる政府案を拒否 水素戦略のパブリックコメント開始	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

政府行政機構に関する法律の改正案に対する大統領の署名拒否【8日】

8日、ドゥダ大統領は、政府行政機構に関する法律の改正案への署名を拒否する決定を下した。同法案は、昨年10月の内閣改造に伴う省庁削減等の変更

を規定している、当地メディアは、今回の決定の理由として、環境省から農業・農村開発省への林業分野の所掌変更、各省次官を公務員扱いとする制度変更とそれに伴う給与引き上げ等に対し、大統領が疑義を呈したと報じた。

政党別支持率調査【11日】

11日付ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSによる最新の政党別支持率調査の結果を発表した。同結果によると、与党「法と正義」(PiS)が支持率33.2%で首位を獲得し、第2位は「市民連立」(KO)で支持率20.6%であった。第3位には、議会外の政治運動である「ポーランド2050」が入り、支持率12.6%であった。第4位は「左派」(Lewica)で支持率7.7%、第5位は「同盟」(Konfederacja)で支持率6.4%、第6位は農民党(PSL)で支持率5.2%となった。

新型コロナウイルス感染症に関する全国的隔離措置の延長【11日】

11日、ニエジェルスキ保健大臣は、国内の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、全国的隔離措置を1月31日まで延長し、現在実施されている制限措置を継続すると発表した。ただし、小学1～3年生に対しては厳格な衛生基準の下で1月18日より通常授業を再開するとしている。

国内の新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐる動向【11日～14日】

11日、ドヴォルチク首相府長官は記者会見にて、1月15日より80歳以上の高齢者、同21日より70歳以上の高齢者のワクチン接種希望者の登録を開始し、同25日より国内約6000か所にて「グループ1」に属する70歳以上の高齢者に対してワクチン接種を開始すると発表した。13日、同長官は、15日より18歳以上はオンラインにてワクチン接種の希望表明が可能となると発表し、所定のフォーマットを提出することで、ワクチン接種の登録が可能となった時点で案内のメールが届くとしている。14日10時の時点で、約36万9,000人に対しワクチン接種が行われた。また、ワクチン供給について、政府発表によれば、11日時点でファイザー社/ビオンテック社製のワクチン約151万本が既に国内に到着し、12日に最初のモデルナ社製のワクチン2万9,000本が到着した。

外交・安全保障

米議会占拠事件を受けたドゥダ大統領の発言【7日】

7日、ドゥダ大統領は、トランプ大統領の支持者による米議会占拠事件を受け、ツイッターに、ワシントンでの事件は民主主義国家、法治国家である米国の内部問題であるとし、ポーランドは米国の民主主義の力を信じていると投稿した。

また、大統領府は、米議会による大統領選挙でのバイデン氏の勝利の確認は、米国の民主主義と米国機関の強さを示したとし、民主主義的な変化は攻撃的な抗議ではなく、投票所で行われるものであるとの声明を発出した。

は否定しなかった。なお、同戦車については、英国も関心を示している。

ポーランド国防省、大規模サイバーセキュリティ演習の実施を発表【13日】

13日、ポーランド国防省は、3,000名のサイバー専門官を対象とした大規模演習を計画していると発表した。同演習は、情報技術、暗号及びサイバーセキュリティ分野が含まれる。また、同演習は、軍事技術大学及び第100通信大隊においても並行して行われる。

軍による新型コロナウイルス感染症対策支援【11日】

11日、ブワシュチャク国防相は、自身のツイッターにおいて、「領域防衛軍は、13,000名の教師に対する新型コロナウイルスの検査を行い、同日の週末までに、全体として78,000名を対象に行う。」と述べた。

ブワシュチャク国防相、駐ポーランド仏大使と会談【12日】

12日、ブワシュチャク国防相は、駐ポーランド仏大使と会談し、独仏による欧州次世代戦車開発について議論を行った。同国防相は、同戦車をポーランド軍が取得することに関して、独仏と協力する可能性

上院による米国との関係強化に関する決議の採択【13日】

13日、上院は、野党「市民連立」(KO)の提出した、6日の米議会占拠事件に対する米国民への連帯の表明と米国との協力強化に関する決議を採択した。同決議では、ポーランドの重要な同盟国である米国の民主主義プロセスにて生じた悲劇への哀悼を表明するとともに、同事件の参加者を非難し、米国における平和的かつ円滑な政権移行への期待を示している。与党「法と正義」(PiS)は本決議への反対票を投じ、野党議員のみによる賛成で可決された。

治 安 等

与党、違反切符の受領拒否を廃止する法案を提出

【7日】

与党「法と正義」(PiS)は、違反切符の受領拒否を廃止する法案を下院に提出した。現在、違反者が違反切符の受領を拒否した場合、警察が違反行為に対する罰則の適用を裁判所に提起する必要がある。新たな法案では、違反者が違反切符の受領を拒否することができなくなる代わりに当該違反者に対して違反に対する異議申し立て期間を7日間与えるという内容となっている。

アウシュヴィッツ博物館、1月末まで閉館を継続【12日】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により11月7日から閉館しているアウシュヴィッツ・ビルケナウ博物館は、1月31日までの閉館継続を発表した。2019年には、232万人が訪問した同博物館であるが、2020年の訪問者激減により重大な財政問題が発生している。

経 済

経済政策

政府、新たな産業政策の策定に着手【8-12日】

ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣は、同省が新たな産業政策の策定に着手し始めたと発表した。同大臣は、ポーランドは低コストの製造・サービスを提供する国から、高い能力と品質を提供する国へと転換する必要があると強調し、新産業政策では、ポーランドの産業、ポーランドの技術、ポーランドの製品という「3×PL」に焦点を当てるとした。同大臣は、新型コロナウイルス感染症は、生産拠点の欧州域外への移転は間違いであったことを明らかにした。世界中の人々が、サプライチェーンをより近場に移し、各国及び欧州全体が他の大陸からの供給に依存しないことの必要性を認識していると述べた。同大臣は、我々はポーランドで事業を行う企業を支援し、これらの企業が、できる限り国内の大学や研究機関が開発した技術に基づき生産を行い、最終的に競争力のある高品質のポーランド・ブランドの構築に繋がりたいとした。新産業政策は経済界との協議を通じて策定されると言い、

同省の指針案は4月までに策定され、2020年第3四半期に政府案を完成させる予定という。ゴヴィン大臣は、同政策は、モラヴィエツキ首相が近々発表予定のニューディールの下でポーランド経済を改革させるものであるとした。また、「ポーランド企業」とは、ポーランドで事業を行い、納税している全ての企業を指すと理解していると述べた。

上院、2021年予算案に100箇所以上の修正を提案【12日】

12日、上院は2021年予算案に対し100箇所以上の修正を提案した。同修正案では、40億ズロチ(約8億8,800万ユーロ)が医療従事者の福利厚生、25億ズロチ(約5億5,500万ユーロ)が教師の給与引き上げ、約20億ズロチ(約4億4,400万ユーロ)が癌治療に支出される。2021年予算案は、歳入4,044億ズロチ、歳入4,867億ズロチで、823億ズロチの財政赤字を見込んでいる。同予算案は下院にて再審議される。

ポーランド産業動向

2020年の海外直接投資【13日】

投資・貿易庁(PAII)によると、COVID-19禍にも拘わらず、同庁が2020年に支援した海外直接投資案件は約200件、約400億ズロチ(約85億ユーロ)で、2019年よりも約10%増となった(うち、完了案件は85件、27億ユーロ超)。主要な投資部門は、ビジネス・サービス・セクター(44件)、eモビリティ(18件)、自動車(15件)、R&D(15件)、食品(10件)であった。また、fDi Marketsの報告によると、2020年にポーランドは英国、独に次いで欧州第3位の海外直接投資先となった。

使用済みバッテリーを利用したエネルギー貯蔵システムの構築【11日】

タウロン・エネルギー社は、ソラリス・バス&コーチ、インパクト・クリーン・パワー・テクノロジーのコンソーシアムとともに、セカンドライフ・エネルギー・ストレージ・システムに取り組み始めた。このプロジェクトの目標は、公共交通機関の使用済みバッテリーを使って、エネルギー貯蔵システムのプロトタイプを構築することである。タウロン社のトポルスキ副社長は、同システムは、スマートな電気インフラの重要な部分になるだろうとし、また、特に電圧の低い場所では、同システムにより電力網のバランスを取ることができるかもしれないと述べた。ソラリス社は、合計160kWh相当の電池を同プロジェクトに利用予定とされている。同プロジェクトは2022年秋まで実施される予定である。

エネルギー・環境

フランスのポーランド原子力支援【11日】

フランスの電力会社EDFのラマニー副社長によると、フランスはポーランドに原子力エネルギー技術関連技術と財政面での支援を行う可能性があるという。同副社長は、気候中立の目標を達成するためには、再生可能エネルギーと原子力への投資が必要であると述べた。また、原子力発電所は大量のアクセス可能なエネルギーを提供し、経済のエネルギー安全保障を確保できるとコメントした。さらには、EDFが技術的、経済的な理由からポーランドに最適なEPR（欧州加圧水型炉）の技術を提供すると強調した。同副社長によれば、ポーランドではすでに35社以上の企業がEPRプロジェクトに取り組んでいるため、原子力エネルギーに関する経験が豊富であるという。さらにEDFはフランスの公的投資銀行BPIや地方金融公社SFILの支援を得て、事業の資金調達を支援できるとされている。

ポーランド電力量関連動向【13日】

ポーランド送電会社PSE SAIによると、2020年のポーランドへの電力供給量は14.7TWhを超え、前年比28%増となった。電力輸入のピークは6月（約1.5TWh）。主にスウェーデン（3.9TWh）、ドイツ（3.5TWh）、チェコ（3.1TWh）から電力を輸入している。同時に、ポーランドは近隣諸国に1.6TWhのエネルギーを輸出した。2020年のエネルギー純輸入量は13TWh強となり、国内需要の8%近くを占めている。

エネルギー転換関連動向【11日】

ポーランドでは、今後数年の間に、石炭を燃料とする暖房設備の半分をガスに交換する予定である。現在、暖房の71%が石炭を燃料としているが（2020年は81.7%）、EUの気候政策と2021年初頭のCO2排出権価格が30ユーロ/トンに達したことから、この転換が必要とされている。幸いなことに、欧

州委員会(EC)はガス容量の条件付き支援に同意しており、ポーランドはそのための資金を従来よりも25%増額する可能性がある。2021年から2027年には8億1,700万ユーロとなり、これによりガスを暖房部門の移行燃料とすることが可能になるかもしれない。暖房部門の全体的な転換には、最大1,000億ズロチの費用がかかる可能性がある。

炭鉱労働者組合、炭鉱閉山にかかる政府案を拒否【13日】

13日政府と鉱業労働組合の間でポーランドの鉱業部門の将来に関する会議がカトヴィツェで開催された。しかし同組合は、政府が作成した案が、閉山する12の炭鉱が記載されているものの、各炭鉱閉山の日付、EUからの補助金の同意など具体的内容がないとして、1時間未満で会議を中止した。今後、1月22日までに組合側が新たな案を作成し、25日に次回会議が開催予定。また、両者は引き続き2月中旬に合意を目指している。

水素戦略のパブリックコメント開始【14日】

14日、気候・環境省は「2030年までのポーランド水素戦略と2040年までの展望」(PSW)のパブリックコメントを開始した。30日間コメントを受け付ける。

この戦略は、現代の水素技術の分野でポーランドの技術、科学、研究的可能性を活用し、水素経済におけるポーランドの役割を創設することを目的として、目標を達成するための合計40の行動を想定。主な目的は①エネルギー部門における水素技術の実施、②輸送部門における代替燃料としての使用、③業界の脱炭素化の支援、④新しい設備での水素の生産、⑤効率的かつ安全な分配、⑥安定した規制環境の構築となっている。

<https://www.gov.pl/web/klimat/rozpoczely-sie-konsultacje-publiczne-projektu-polskiej-strategii-wodorowej>

大使館からのお知らせ**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注): シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われずといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。12月28日からは、薬局やスーパーなど一部の店舗を除き営業停止となるなど再び制限措置が強化されています。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

特になし。

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)